

長崎県立川棚高等学校 運動部活動に係る活動方針

スポーツ医・科学的見地から

- ・ジュニア期におけるスポーツ活動時間について、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること」さらに「週当たりの活動時間の上限は16時間未満とすること」が望ましい。(公益財団法人 日本スポーツ協会)

スポーツ庁

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン (平成30年3月)

県教育委員会

長崎県運動部活動の在り方に関するガイドライン (平成30年10月)

- ・「生徒のバランスのとれた生活と成長の確保」「スポーツ障害の予防」のほか、スポーツ医・科学的な必要性や生徒の発育・発達過程で最高のパフォーマンスの発揮や本人のやる気・意欲の向上のためにも、競技や種目の特性を踏まえつつ、運動部活動において適切な休養日及び活動時間を設定すること。
- ・生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
- ・生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
- ・学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

運動部活動に係る学校の実情等

生徒や保護者、地域の実情

- ・各部は、部の目標に応じて活動を行っており、学校平面アンケートによればほとんどの生徒・保護者が部活動を「意欲的に行っている」と感じている。
- ・地域の方も部活動の活躍には関心を持っており、支援をいただくことが多い。

施設等の使用状況

- ・基本的には、トレーニング室を含む校内の施設を利用して活動していて、ローテーション等にも大きな問題はない。
- ・練習内容により、ホッケー部が大崎自然公園、ソフトテニス部が中央公園テニスコート、陸上競技部(長距離)が東彼杵町民グラウンドを利用することがある。

強化指定等

- ・男女ホッケー部が県の強化指定を受けており、陸上競技部(長距離)でも都道府県対抗駅伝や国体出場に選出される部員を擁する。

その他

- ・生徒や教員数の実情に鑑み、部の統廃合も今後検討することが考えられる。

本校の活動方針

部活動のねらい

- ・活動を通じて生徒の自主性・協調性・責任感・連帯感を育成し、生徒同士が豊かな人間関係を築くことができるよう、心身の健全育成を図る。また、活動を通じて学校全体の活性化を図る。

休養日及び活動時間

- ・学期中は、週当たり1日以上以上の休養日を設ける。原則として、月に2回以上は週末を休養日とし、家庭の日(毎月第3日曜日)に配慮する。
- ・1日の活動時間は、原則として平日では2時間程度、休業日では3時間程度とし、週当たり16時間を超えないことを目安とする。(なお「活動時間」とは、身体的トレーニング効果が期待される主活動を意味し、移動・準備・片付けや、練習試合等での試合間の休憩は含まない)
- ・夏季期間(2月～10月) 18:20 活動終了 18:50 完全下校
冬季期間(11月～1月) 17:50 活動終了 18:20 完全下校 指定された時刻の公共交通機関で帰宅できるよう、確実に練習を終了する。
- ・強化指定を受けた部員が所属する部活動の練習試合等の計画については、校長の承認のもと、上記によらない計画で行うことがある。その際は生徒への負担が過重になることがないように、翌週の練習計画等で配慮する。

活動計画立案・提出・公開

- ・部顧問は、4月中に年間活動計画を作成する。また、月ごとの練習計画を前月の21日までに作成する。年間活動計画や練習計画は、本校のウェブサイトに掲載する。

研修参加及び情報の共有、保護者や外部指導者との連携

- ・部顧問は、計画的に各競技団体の研修会や教育委員会等主催の研修会に参加し、自らの指導力を養うとともに、教職員や外部指導者への情報提供を行う。
- ・外部指導者の活用を行い、顧問と連携し部活動運営にあたる。
- ・保護者には、ウェブサイトを通じて練習計画を知らせると共に、詳細については部員を通じて各部で連絡を行い、連携を図る。

熱中症等の事故防止について

- ・顧問、生徒共に熱中症に対する知識を深め、気象庁等の情報や熱中症計などを活用し、事故の未然防止に努める。また、顧問は、職員研修を通じて応急処置等についての知識を深める。